

重点制限区域(第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)

重点制限区域では、次の基準を満たす必要があります。

形式		自家用以外の広告物		自家用広告物
		道路からの距離		道路からの距離
		100m未満	100m以上 500m未満	500m未満
屋上広告物	たて	掲出不可		建物の高さの 1/3 以内
	よこ			建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて			建物の高さの 1/2 以内
	よこ			建物の幅の範囲内
*その他の広告物等	表示面積	掲出不可	7 m ² 以内	大きさ・高さの規定なし
	地上からの高さ		5m以内(広告塔は 15 m以内)	

※その他の広告物には、耐火構造建築物以外の建築物に表示された広告物を含む。